老人福祉施設指導監査指摘基準(特養・養護・軽費)

		確認項目	確認文書
	職員の配置	・入所者に対し、職員数は適切であるか	・勤務実績表/タイムカード
	(養第12条)	・必要な専門職が揃っているか	・勤務体制一覧表
人	(特第12条、第56条)	・専門職は必要な資格を有しているか	・職員の資格証
員	(軽第11条)		
	設備	・目的に沿った仕様になっているか【目視】	・平面図
	(養第3条、第4条、第11条)		
設	(特第3条、第4条、第11		
備	条、第35条、第55条、第61		
	条)		
	(軽第10条)		
	運営規程	・運営における重要事項(別表)について定めて	・運営規程
運	(養第7条)	いるか	
営	(特第7条、第34条)		
	(軽第7条)		
	非常災害対策	・非常災害(火災、風水害、地震等)対応に係る	・非常災害時対応マニュアル
	(養第8条)	マニュアルがあるか	(対応計画)
	(特第8条)	・非常災害時の連絡網等は用意されているか	運営規程
	(軽第8条)	・防火管理に関する責任者を定めているか	・避難訓練の記録
		・消火・避難訓練を実施しているか	・通報、連絡体制
		TO A SAME WAY COUNTY OF THE PARTY OF THE PAR	・消防署への届出
			・消防用設備点検の記録
	 記録	・処遇に関する計画にある目標を達成するための	・サービス提供記録
	(養第9条)	具体的なサービスの内容が記載されているか	・処遇に関する記録
	(特第9条)	NOTIFIED A CANCALLITION HOTANGALOCOLONIA	・業務日誌
	(軽第9条)	・日々のサービスについて、具体的な内容や入所	・モニタリングシート
	(エエン) マ ハヘ)	者の心身の状況等を記録しているか	
		・施設長は常勤専従か、他の職務を兼務している	・施設長の雇用形態が分かる文
	(養第12条)	場合、兼務体制は適切か	書
	(特第6条、第12条、第56条)	- 200 ロ / AE (3万 YE II) N P N P S A P S A P N P N P P P P P P P P P P P P P P P	市 ・施設長の勤務実績表/タイム
	(軽第11条)		カード
	(ナエハノエエノベ)		
		・入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に	・アセスメントシート
	(養第14条)	努めているか	・モニタリングシート
	(特第13条)	・入所者が居宅において日常生活を営むことがで	・施設サービス計画
	(軽第14条)	きるか、多職種(生活相談員、介護職員、看護職	・ 入所検討委員会会議録
	(ナエハノエマル)	員等)で定期的に協議・検討しているか	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	 処遇に関する計画	・入所者の心身の状況、希望等を踏まえて処遇に	・処遇に関する(施設サービ
	(養第15条)	関する計画が立てられているか	ス)計画
	(特第14条)	・処遇に関する計画を本人や家族に説明し、同意	へん 計画 (入所者又は家族の署名、捺印
	(軽第14条)	を得ているか	若しくは電磁的記録により同意
	(+エカュッ本/	・達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画が	があったことがわかるもの)
		・ 達成仏がに基づさ、 利にな処理に関する計画が 立てられているか	・サービス提供記録
		T C 240 C 0. 20 10	・処遇に関する記録
			人と地に対する記跡
	加油卡外	・ 片 今 豆 片 白 付 な / 口 蓮 十 フ ナ は 「 野 々 い キ・ナ / ロ エ	. 自体的物本或上に眼子で //辛
	処遇方針	・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除る。自体や東スの体力で表の行動を制	・身体的拘束廃止に関する(適
	(養第16条) (特第15条 第26条)	い場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制理さるにあるに、マンカンか	正化のための)指針
	(特第15条、第36条)	限する行為を行っていないか	・身体的拘束の適正化検討委員
	(軽第17条)		会名簿
			・身体的拘束の適正化検討委員
		・身体拘束等の適正化を図っているか(身体拘束	会議事録
		を行わない体制づくりを進める策を講じている	・(身体拘束がある場合)入所
		<i>(t</i>)	者の記録、家族への確認書
		・やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等に	
ĺ		確認をしているか	

∧ =#	3.公司※加上等切し、長体マ味仕出土散供として	ユ パコ 相 /H = 1 /a / 光 7 口 = 1
介護 (特第18条、第37条、第57 条、第62条)	・入浴回数は適切か、褥瘡予防体制は整備されているか	・サービス提供記録/業務日誌
(軽第19条)	lor Louis State Lo	
入所者の入院期間中の取扱い (特第22条)	・概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか	・サービス提供記録/業務日誌
緊急時等の対応 (特第22条の2)	・緊急時対応マニュアル等が整備されているか	・緊急時対応マニュアル
	・緊急事態が発生した場合、速やかに配置医師と 連携をとっているか	・サービス提供記録
勤務体制の確保等	・職員の勤務体制が定められているか	・雇用の形態(常勤・非常勤)
(養第23条)	・サービス提供は施設の職員によって行われてい	がわかる文書
(特第24条、第40条)	るか(養護老人ホームを除く)	・研修計画、実施記録
	るが (食暖を入小一ムを除く)	
(軽第24条)	・入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか(同上)	- 方針、相談記録
	・資質向上のために研修の機会を確保しているか	
	・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるた	
	めに必要な措置を講じているか	
	・性的言動、優越的な関係を背景とした言動によ	
	る就業環境が害されることの防止に向けた方針の	
	明確化等の措置を講じているか	
業務継続計画の策定等	・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施	・業務継続計画
(養第23条の2)	及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策	研修及び訓練計画、実施記録
(特第24条の2)	定及び必要な措置を講じているか	
(軽第24条の2)	・職員に対する計画の周知、研修及び訓練を実施	
(41/32 1/2 2/	しているか	
	・計画の見直しを行っているか	
ウニの 港中		業 な口計
定員の遵守	・入所定員又はユニットごとの入居定員を上回っ	・業務日誌
(特第25条、第41条)	ていないか	・国保連への請求書控え
(軽第25条)		
衛生管理等	・必要に応じて衛生管理について、保健所の助	・感染症及び食中毒の予防及び
(養第24条)	言、指導を求め、密接な連携を保っているか	まん延防止のための対策を検討
(特第26条)	・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のた	する委員会名簿、委員会の記録
(軽第26条)	めの対策を講じているか	・感染症及び食中毒の予防及び
	・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のた	まん延の防止のための指針
	めの対策を検討する委員会を3か月に1回開催して	・感染症及び食中毒の予防及び
	いるか	まん延の防止のための研修及び
	・職員の日々の感染罹患状況や健康状態を確認し	訓練の記録
	ているか	
	・個人情報の利用に当たり、入所者及び家族から	・個人情報同意書
(養第 26 条)	同意を得ているか	・職員の秘密保持誓約書
(特第 28 条)	・退職者を含む、職員が入所者の秘密を保持する	からない 田 内川 目小川
(軽第29条)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		・
苦情処理 (美容27名)	・苦情受付の窓口があるか	・苦情の受付簿
(養第27条)	・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか	・苦情者への対応記録
(特第29条)	・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組	・苦情対応マニュアル
(軽第31条)	を行っているか	
事故発生の防止及び発生時の対 ・		・事故発生の防止のための指針
応	か	・事故対応マニュアル
(養第29条)	・市町村、家族等に報告しているか	・市町村、家族等への報告記録
(特第31条)	・事故状況、対応経過が記録されているか	・再発防止策の検討の記録
(軽第33条)	・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やか	・ヒヤリハットの記録
	に賠償を行うための対策を講じているか	・事故発生防止のための委員会
	・再発防止のための取組を行っているか	議事録
	・事故発生の防止のための委員会及び職員に対す	・研修の記録
	る研修を定期的に行っているか	・担当者を設置したことが分か
	・上記の措置を適切に実施するための担当者を設	る文書
	置しているか	

虐待の防止	・虐待の発生・再発防止のための対策を検討する	・委員会の開催記録
(養第30条)	委員会を定期的に開催し、職員に周知しているか	・虐待の発生・再発防止の指針
(特第31条2)	・虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか	・研修計画、実施記録
(軽第33条の2)	・職員に対して虐待の発生・再発防止の研修を実	・担当者を設置したことが分か
	施しているか	る文書
	・上記の措置を適切に実施するための担当者を設	
	置しているか	

- 注1) (養第○条) は養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和41年厚生省令第19号) の該当条項
- 注2)(特第〇条)は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)の該当条項
- 注3) (軽第○条) は軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年5月9日厚生労働省令第107号)の該当条項
- 注4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省 令第9号)附則により施行期日の定めがある事項に係る確認項目及び確認文書の取扱いは次のとおりとする。
 - ア「勤務体制の確保等」のうち認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置に係る事項、「業務継 続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち訓練の記録に係る事項、「虐待の防止」

令和6年4月1日より適用(令和6年3月31日までは努力義務)

イ「事故発生の防止及び発生時の対応」のうち担当者の設置に係る事項 令和3年10月1日より適用(令和3年9月30日までは努力義務)

別紙

加和						
	養護老人ホーム(養第7条)	特別養護老人ホーム(特第7条)	ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム (軽第7条)		
		地域密着型特別養護老人ホーム	(特第34条)			
		(第59条準用)	ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム			
			(第63条準用)			
運営規程	1.施設の目的及び運営の方針	1.施設の目的及び運営の方針	1.施設の目的及び運営の方針	1.施設の目的及び運営の方針		
	2.職員の職種、数及び職務の内容	2.職員の職種、数及び職務の内容	2.職員の職種、数及び職務の内容	2.職員の職種、数及び職務の内容		
	3.入所定員	3.入所定員	3.入居定員	3.入所定員		
	4.入所者の処遇の内容	4.入所者の処遇の内容及び費用の額	4.ユニットの数、ユニットごとの入居定員	4.入所者に提供するサービスの内容及び利		
	5.施設の利用に当たっての留意事項	5.施設の利用に当たっての留意事項	5.入居者へのサービスの提供の内容及び費用の	用料その他の費用の額		
	6.非常災害対策	6.緊急時等における対応方法	額	5.施設の利用に当たっての留意事項		
	7.虐待の防止のための措置に関する事項	7.非常災害対策	6.施設の利用に当たっての留意事項	6.非常災害対策		
	8.その他施設の運営に関する重要事項	8.虐待の防止のための措置に関する事項	7.緊急時等における対応方法	7.虐待の防止のための措置に関する事項		
		9.その他施設の運営に関する重要事項	8.非常災害対策	8.その他施設の運営に関する重要事項		
			9.虐待の防止のための措置に関する事項			
			10.その他施設の運営に関する重要事項			

注)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)附則により施行期日の定めがある「虐待の防止のための措置に関する事項」については、令和6年4月1日より適用(令和6年3月31日までは努力義務)